

議案第 8 号

琴浦町附属機関条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町附属機関条例の一部を改正する条例

琴浦町附属機関条例(令和2年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
文化センター運営審議会	琴浦町立隣保館条例(平成16年琴浦町条例第126号)第11条第1項に規定する事項	文化センター運営審議会	琴浦町隣保館条例(平成16年琴浦町条例第126号)第11条第1項に規定する事項
学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5第1項に規定する事項		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。